

令和3年3月4日

関係者様

一般財団法人福岡陸上競技協会

福岡陸協における4月以降の競技会開催方針及び観衆入場について

昨年度、福岡陸協として新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた、国及び県の方針並びに日本陸連ガイドランス、福岡陸協ガイドラインを遵守し、競技会を開催してきました。

2021年度も、この方針で競技会を開催することに変更はありません。

福岡県は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1月13日から「緊急事態宣言」対象地域となっていました。3月1日から解除することが発表されました。しかし、県の方針として新型コロナウイルス感染症が終息したわけではなく、2月26日付けで「緊急事態措置の解除とその後の対応について」（福岡県ホームページ参照）を発表し、県民にさらなる協力を要請しています。その中で催物開催にあたって下記項目があります。

(5) 催物（イベント等）の開催制限の要請（令和3年4月11日まで）（特措法第24条第9項）

①大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

5,000人又は収容定員の50%以内（上限10,000人）のいずれか大きい方。

②大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容定員の50%以内（上限10,000人）

③屋外にあつては、身体的距離を十分に確保すること（できるだけ2m）

④催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること

⑤スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、周知すること。

以上のことを踏まえ、福岡陸協として、昨年度競技会開催と同様、国及び上記県の方針、日本陸連ガイドランス、福岡陸協ガイドラインを遵守し、4月以降の競技会開催について当分の間、別紙「基本方針」で競技会の開催をいたします。各地区関係者の皆様、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

ただし、今後、新型コロナウイルス感染状況の変化により国及び県の方針が変更になれば、無観衆での競技会開催や競技会の開催中止等となることもあることをご理解いただきますようお願いいたします。

4月以降の競技会開催の基本方針

- 1) 観衆入場は、収容定員の50%（上限10,000人）を限度として、出場選手のチーム関係者・出場選手の保護者のみの入場を可能とします。（各自治体、競技場が認めている場合に限る）
保護者の方は子供の競技時の参観のみとし、競技終了後、競技場から退場をお願いします。
個々の保護者の方の学校、チーム控え所への訪問は禁止とします。（チームで選任された管理者は除く）
いずれの場合も、各地区主管陸協及び団体（中体連、高体連）等は会場において、観衆が安全を確保し、最少人数となるように、関係者に協力を要請してください。（検温や入場人数制限等）
- 2) 競技場毎に、各地区主管陸協及び団体（中体連、高体連）等は観衆の導線、応援場所等について競技場管理者と十分に協議し、使用場所（観戦エリア）を限定し決定すること。また、決定事項を出場選手のチーム関係者・出場選手の保護者等に事前に通知すること。
- 3) 各地区主管陸協及び団体（中体連、高体連）等は、出場選手のチーム関係者・出場選手の保護者に、福岡陸協の定める新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドランスを遵守させること。
（マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、声を出しての応援及び集団での応援の禁止、必要に応じて検温の実施）
- 4) 体調管理チェック表について
 - ・ 昨年までの競技会と同様、競技会開催1週間前体調管理チェック表を提出。
 - ・ 競技会終了後2週間で体調管理チェック表の作成及び保管。
- 5) 新型コロナウイルス感染状況の変化により、「競技会開催の基本方針」は変更になることがあります。